広島県告示第百六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年三月十三日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

所在地	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
広島県世羅郡世羅町大字川尻地内	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	次の図のとおり	別迫川右支川（九二四七）	土石流	次の図のとおり	別迫川右支川（九二四七）	土石流

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。

区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項